

平成24年度 第2回京都府主任介護支援専門員研修 開催要綱

1. 趣 旨

本研修は介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得することを目的に、厚生労働省老健局長通知「介護支援専門員資質向上事業の実施について(平成18年6月15日付 老発第0615001号)」に基づき開催します。

2. 主 催 京都府

3. 実施団体 社団法人 京都府介護支援専門員会

4. 研修日程 第2回 平成25年2月～3月

※申込者数により実施しない場合があります。
※日程の詳細は別紙Ⅰです。

5. 研修会場 京都テルサ 東館2階 セミナー室

住所: 京都市南区東九条下殿田町70 電話: 075-692-3400
※会場の地図は別紙Ⅱです。

6. 受講対象者…次のいずれかに該当する者(ただし、《受講要件》の全てを満たす必要があります)

- ・京都府に登録されている介護支援専門員であること
- ・京都府内に所在する地域包括支援センターで業務に従事している介護支援専門員であること
- ・京都府内に所在する居宅介護支援事業所等で業務に従事している介護支援専門員であること

《受講要件》

1. 専門研修課程Ⅰ(又は平成15～17年度の介護支援専門員現任研修基礎研修課程ⅠもしくはⅡ)を修了していること
2. 専門研修課程Ⅱを修了していること(研修初日の前日までに修了する見込の者も含む)
3. 申込時点で次の〈受講区分〉①から④のいずれかに該当すること

〈受講区分〉

- ① 専任(常勤かつ専従の勤務をいう。以下同じ。)の介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上である方(管理者との兼務期間は算定可能)
- ② ケアマネジメントリーダー養成研修を修了された方又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年(36ヶ月)以上である方(管理者との兼務期間は算定可能)
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている方
- ④ 専任、兼任を問わず介護支援専門員として従事した期間が通算して5年(60ヶ月)以上であり、京都府または市町村の実施した介護支援専門員を対象とする研修の講師、演習指導を担当したことがある方

(続く)

7. 総定員 100名程度 最少催行人数80名

※80名に満たない場合は、実施いたしません。

※定員超過の場合、

①地域包括支援センターにおいて、主任介護支援専門員として配属予定の
介護支援専門員を優先

②特定事業所加算の届出予定事業所に勤務する介護支援専門員のうち1名を優先

8. 受講料 20,000 円

※受講料のお支払い方法は、京都府収入証紙の購入・貼付による納入となっております。

※詳細は受講決定通知にてお知らせいたします。

9. 研修の申込

(1) 申込期日

本研修の申込〆切は、12月25日(火)必着です。

(2) 申込方法

※受講申込書に必要事項をご記入の上、受講申込書(様式①②)と(3)の必要書類を添付し、京都府介護支援専門員会事務局まで郵送にてご提出ください。

※身体に障害がある等、受講希望者で特別の措置を希望される場合は、受講申込書の備考欄に予め記載してください。

※〆切後に到着したもの、書類不備のものは、いかなる理由があっても受付いたしません。
(実務経験証明書の発行に時間を要する場合は、必ず申込期日までに京都府介護支援専門員会事務局あてご連絡ください。)

※虚偽により受講申込をされた場合、受講を認めることができません。また、介護保険法第69条の39の規定に基づき、介護支援専門員の登録を取り消すことがあります。詳細は別紙Ⅲをご覧ください。

(3) 添付書類

「6. 受講対象者」の①から④までの受講区分より、あてはまる区分のすべての書類を提出してください。作成に当たり、必ず欄外(注)をお読みください。

6①に該当する方	・介護支援専門員証の写し(注1) ・実務経験証明書(注2) ・受講に必要な研修を修了したことを証する書類の写し(注3)
6②に該当する方	・介護支援専門員証の写し(注1) ・実務経験証明書(注2) ・ケアマネジメントリーダー養成研修修了証の写し又は日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャー認定証の写し(注4) ・受講に必要な研修を修了したことを証する書類の写し(注3)
6③に該当する方	・介護支援専門員証の写し(注1) ・ケアマネジメントリーダー養成研修修了証の写し ・受講に必要な研修を修了したことを証する書類の写し(注3)

(続く)

6④に該当する方	<ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員証の写し(注1) ・実務経験証明書(注2) ・受講に必要な研修を修了したことを証する書類の写し(注3) ・市町村が実施した介護支援専門員を対象とする研修の講師、演習指導を担当したことを証する書類(注5)
----------	--

- (注1) 介護支援専門員証の写しはA4用紙に印刷の上、切り取らずそのまま提出ください。A4とは、本要綱や申込書と同じサイズです。
- (注2) ・申込の際に専任(④に該当する方は兼任でも可)の介護支援専門員としての従事期間が5年(②に該当する方は3年)以上であることを証明してください。
・複数事業所での従事期間を通算することで5年(または3年)以上となる場合は、必要な枚数をコピーして使用してください。
- (注3) 更新研修【専門研修課程Ⅰ】および【専門研修課程Ⅱ】の修了証書をコピーして添付してください。平成15～17年度の介護支援専門員現任研修基礎研修課程Ⅰもしくは基礎研修課程Ⅱを京都府で修了している場合については、当該研修の修了を証する書類の添付は不要ですが、その旨申込者備考欄へご記入ください。
- (注4) 日本ケアマネジメント学会認定ケアマネジャーの場合は、資格有効期間に平成24年度が含まれる認定証を添付してください。
- (注5) 様式は任意です。なお、京都府が実施した介護支援専門員を対象とする研修の講師、演習指導を担当した場合については、当該研修の講師、演習指導を証する書類の添付は不要ですが、その旨申込書備考欄に必ず記入してください。

(4) 受講の決定について

受講可否は郵送にて申込者全員にお知らせいたします。受講していただける方に送付予定の【受講決定通知書】は研修当日、必ずご持参ください。

なお、研修初日一週間前までに連絡がない場合は、必ず下記までお問い合わせ願います。

(5) 個人情報の取り扱いについて

個人情報については、本研修の事務連絡および受講管理、京都府への受講履歴報告など、適正かつ円滑な実施目的において利用させていただきます。なお、申込時にご提出いただいた書類及び、不備の書類の郵送による返却は一切いたしません。返却が必要な場合は相当分の切手を貼り付けた返信用封筒を送付いただくか、直接事務局まで起こしてください。

10. その他の留意事項

- ・本研修は、すべての研修課程を履修された方にのみ修了証書を交付いたします。欠席・遅刻・早退につきましては、未修了となりますのでご注意ください。
- ・会場へは公共交通機関をご利用下さい。
- ・申込の際、収入印紙を同封しないでください。

<研修の問い合わせ・申込先> 社団法人 京都府介護支援専門員会 事務局

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375 ハートピア京都7階

TEL075-254-3970